

契約保養所利用補助金交付要綱

（目的）

第1条 三重県農協健康保険組合（以下「組合」という。）の組合員である被保険者が組合と契約する保養所（以下「契約保養所」という。）および、健康保険組合連合会（以下「健保連」という。）の契約する保養所、健保連の共同利用保養所、健保連都道府県連合会の契約保養所を、保養を目的とし宿泊利用した場合はこの要綱の定めるところにより、補助金を交付する。

（補助対象）

第2条 被保険者本人、および被保険者に同行した被扶養者が、前条を目的として宿泊した場合これを対象とする。ただし、被扶養者単独での宿泊、他からの補助が出ている宿泊、研修、出張等業務に伴う宿泊については対象外とする。

（補助額）

第3条 組合は契約保養所を利用し宿泊した場合、被保険者および被扶養者に対して、1利用につき1泊を限度として3,000円を補助する。

2. 健保連の契約する保養所、健保連の共同利用保養所、健保連都道府県連合会の契約保養所を利用し宿泊した場合、被保険者に対して、年1回2,000円を補助する。

（申請方法）

第4条 保養所の利用による補助金を受けようとする者は、利用した保養所に対し別紙「保養所利用補助金申請書」に宿泊証明を受けて、利用人数が確認できる領収書（写し可）を添付して組合に申請しなければならない。

2. 前項の申請があったとき組合は補助金額を決定し速やかに申請者に交付するものとする。

（利用者の責務）

第5条 利用者は施設の利用約款を遵守するものとする。また、保養所の設備、備品等を毀損または滅失せしめたときは利用者はその弁償の責を負わなければならない。

（その他）

第6条 この要綱に定めない事項については組合がその都度保養所と協議のうえ取決めるものとする。

附 則

施 行 昭和 5 0 年 4 月 1 日

改 正 平成 1 2 年 4 月 1 日

改 正 平成 2 1 年 1 0 月 1 日